



2014、9月号

楽しい夏休みも終わり、残暑が続く9月に入りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？暑さに負けず、夏の終わりに向かって季節の移ろいを噛みしめながら日々精進したいものですね。さて、9月のテーマは、相続税の小規模宅地等の特例を取り上げます。相続税の増税改正が目前に迫る中、参考にして頂ければ幸いです。

老人ホーム入居の場合の小規模宅地等の特例が緩和されました！！

相続税の小規模宅地等の特例とは、被相続人や生計を一にする親族が住んでいた宅地等のうち、240㎡(H27.1/1以後相続分は330㎡)までは、相続税の計算上、その宅地等の価額を80%減額してあげますよという内容のものでした。

これまでは、老人ホームの終身利用権等を取得して入所していた場合には、入所前に住んでいた宅地等については、この特例は適用できませんでした。

しかし、この点について見直しが行われ、H26.1/1以後に相続等により取得するものについて、下記の2点の要件を満たせば、この特例が適用できるようになりました。

- ① 被相続人が要介護認定・要支援認定を受けて老人ホームに入所していたこと
- ② 被相続人が住んでいた家屋について、老人ホームに入った後に、事業に使ったり、親族以外の他人が住んでいないこと

例えば、母親が老人ホームに入所して、その後退所することなく亡くなった場合などについて、この要件を満たせば、母親が住んでいた宅地等について、相続税の計算上、上記の特例が適用できます。

また、老人ホーム入所後に生計別親族となった場合でも、この特例が適用できます。

細かい要件については他にもありますのでご了承ください。

2014年9月吉日 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



Yoshida Mayumi